

# 会員傷害保険・賠償保険・交通事故について

## 1. 傷害保険について

- (1) センターが受けた仕事を会員が行っているとき及び仕事先との往復時(通常の経路)のケガ
- (2) 仕事に関する知識・技能の習得を目的とした講習会などにセンターの指示で参加中及びその往復時のケガ
- (3) センターの総会に出席中及び会場との往復時のケガ
- (4) センターの指示により、仕事の見積り、下打合せ、資材等の準備・運搬のため目的地で工作中及びその往復時のケガ

### 保険給付の内容

- (1) 死亡事故  
事故の日から180日以内に死亡したとき 900万円
- (2) 後遺障害保険  
事故の日から180日以内に後遺障害が生じた時は、程度による
- (3) 入院保険  
傷害により入院した時は、事故の日から180日を限度に一日当り 3,000円
- (4) 通院保険  
傷害により、医師の治療を受けた時は事故の日から180日の内90日を限度に一日当り 2,000円

## 2. 賠償保険について

- (1) センターの会員として就業中に損害事故が発生した場合で、弁償金額が20,000円(または50,000円)を超える場合はシルバー保険にて対応

※令和4年6月1日より職種により免責額が上がります。

**樹木剪定、除草・草刈作業は、賠償責任保険の会員の免責額(負担額)が50,000円となります。**

(これは、令和2～3年度の上記業種の事故件数が増加したため、免責額がアップされることとなったためです)

## 3. 交通事故について

- (1) センターの会員として就業場所への往復途上及び就業中の車による事故の場合、双方の自動車及び財物等の修理代等(対物・対人)は、会員個人の自動車保険にての対応となる